

FEMME POLITIQUE

ファム

ポリティック

女だから、政治

CONTENTS

No.35

-
- 「司法改革」で何が変わるか ——— 2
模擬裁判実見記 ——— 4
女性議員のページ ——— 9
私の「構造改革」はこれだ! ——— 10
女性のための政治スクール ——— 13
混迷する週五日制ゆとりの公教育 ——— 14
学校にはびこる公金流用 ——— 16
「判決」も裁判官次第? ——— 18

「司法改革」で

何が変わるか

外圧によって追い詰められるか、不祥事の連続でどうにもならなくなるまで手を打たない行動パターンがしみついている日本政府。
その政府が「司法改革」に動き出した。
一九九九年六月に「司法制度改革審議会」を発足させ、実に一か月に三回の急ピッチで会合を開き、二〇〇一年六月に意見書を出して解散した。中心になって働いた委員は「司法を国民のものにするために議論をつくした」と満足げ、日弁連や労働組合からも評価する声は高い。
この大がかりな「改革」はなぜ動き出したのだろうか。

背後を探ってみると、お定まりの「財界による、財界のため」の行動パターンが浮上してくる。

改革に火をつけたのは経済同友会である。

ビジネスの場はますますグローバルになり、特許権や著作権などをめぐって国際紛争が多発しているというのに、この国の司法は動きが鈍く、何の力にもならない——と一九九四年に世に出した「現代日本の病理と処方」のなかで手厳しい批判を浴びせたのだ。日本政府は、財界の声にはつねに敏速に反応する。

こうして動き出した「司法改革」ではあったが、それは

行政と並んで、いやときには行政よりはるかに強力に国民の生活を左右する力をもっているのである。

サラリーマンの「過労死」が事実として法廷で認められれば、企業の非人間的な人づかいは確実に変化するのだし、不倫を働いた配偶者からの離婚の申し立ても、司法でみとめられれば、こうしたかたちの離婚も市民権を得てしまう。

司法の判断は、ひとりひとりの人間の生活を実際に変える力を持っている。

意見書の内容

さて「審議会」はどんな内容の改革を提言したのか。

司法制度を、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする。わけの分らない難しい言葉づかいを改めることをはじめとして、金もかからず、より気軽に利用しやすい制度にしていくこと。

そのために、司法制度を支える裁判官、検察官、弁護士のあり方を見直し、質量ともに優秀な人材を養成し、急速に変化する社会状況に適応する専門的知識を持った人材も導入する。そのための教育制度や仕組みを整える。

いままでまったく関わりの

なかつた一般の市民が裁判の場に参加する制度をつくる。それにより、国民の司法に対する信頼感が高まり、司法を支える基盤がひろがる。

以上、いいことづくめの改革のように思われるが、ひとつひとつの目的を実現するには、新しい組織も作らねばならず、金もかかる。すでに財務省が「そんな金のかかることとはどうも……」と渋っているという。

冗談ではない。

これまでの日本は、教育にせよ、司法にせよ、人間に金をかけることを極端に惜しみ、ハコモノをつくることにはばかり血道を挙げてきた。教師でも裁判官でも、ソフトサービスを職業としている人々は、山のような仕事をかかえ、バインアウト寸前の過重労働にあえいでいる。

「公共事業」の名で費やされた投資を、こうした人間的基盤を整備するために振り向ければ、金はいくらでもあるはずである。しかしそうした方向転換が、これからの日本にとって基本的に必要なことであるという方向に頭の中身を切り替えられない官僚や政治家はまだ多いようだ。

納得できない部分も

こうして一般的には好評の意見書ではあったが、大きく納得できない部分がある。

民事訴訟の敗訴者が、相手側の弁護士費用も負担するという項目だ。

この審議会の委員のひとり、主婦連の事務局長、吉岡初子さんは「六三回の会合のうち、休んだのはたった二回。そのうち一回がこのテーマの方向性を固めてしまった。残念でたまらない」と語る。

部外者から見ると、「司法を国民のものに」という目的が一八〇度反するようなこの項目が、どうして取り入れられたのだろうか。

この項目を推進した人々は、弁護士費用を敗訴者が負担するということになれば、これまで経済的理由で訴訟に近づけなかった人々が提訴に踏み切れると本気で思っているらしいと吉岡さんはいう。

しかしほとんどの日本人は、よくよくのことがなければ訴訟に踏み切ろうとしない。とくに社会的に弱者の立場にある人々は、自分の権利を侵されても「泣き寝入り」する人のほうが圧倒的に多い。

弁護士費用を払わないですむとなれば、彼らが勇んで訴訟に走ると思うのは、現実を知らない人々の考えることである。

まだある。

公害問題での訴訟は、市民と組織との対決になることが多いのだが、自分のふところを痛めずに訴訟費用をカバーできる団体と、個人が単独でふところから金を出す場合とでは、その痛みはまったく違う。組織の金を使う側は、ホ

ンネのところ、負けても痛くも痒くもないのである。しかし弁護士費用にあえぐ個人の側が、万一敗訴したら相手の費用まで負担させられると考

えるとき、二の足を踏まずにいられるだろうか。こんな項目を推進する人々は、市民の口封じをもうろんで

いるのではないかと勘ぐられても仕方がない。庶民の立場で審議に参加していた吉岡さんは、「もう委員を辞任しようかとさえ思いましたよ」というほどの事態だったが、幸いこの項目がマスコミを通じて発表されると非難の声がわき起こり、その結果、適用の段階で見直されることになってはいる。

司法は「中立」ではな

「三権分立」は、私たちも学校で学んだ民主主義社会の基本である。しかしこの項目に世人の反発が激しかったことで

も分かるように、「司法」というものは、実はその政治権力から完全に独立したものである。最高裁の判事の任命権を内閣総理大臣がもっていることを思えば、それも当然のこと

で、欧米諸国でも、基本的にこの現実が変わらない。最近のアメリカの大統領選挙

で、あくまでも票読みにこだわろうとしたゴア候補に歯止めをかけたのは、最高裁であった。

司法はたしかに、政・官・財の癒着による汚職を取り締まることはできる。しかし国家の根幹を揺るがす問題にたいして、独自の判断を示そうとする気骨ある裁判官がい

ない。選挙の度に提訴される「一票の格差」の不当性に関して、最高裁はほとんど三倍に近い格差を合憲と判断してきた。常識では納得しがたいこの判決も、「最高裁」が最終的に

現体制を支える政治権力に付属した存在であることを示している。

一九七一年に起きた、青法協に所属している宮本判事補の再任拒否事件は、その意味で典型的な出来事であった。

能力・人格ともにすぐれ、周囲の人々に評価されていた若

い判事補の裁判官としての未来を「再任拒否」のかたちで切り捨てた最高裁は、五〇〇人を越える現職裁判官たちの抗議を、徹底的に無視する傲慢さで乗り切った。

今回の審議会は、最高裁が独占していたこうした人事権の不透明性を、「委員会」をつくって打破しようという姿勢

を見せている。冷戦構造のなかで対立していた日教組と旧文部省が「歴史的和解」をとげたように、司法の世界での左右の対立？も雪解けを迎える時代が来ていると考えてよいのだろうか。

すべてが冷戦構造の対立の中で解釈され、右か左のレッテル貼りが横行していた時代に比べ、多くのことがよき方向に向かいつつあるように思われる。

国民の力量

さまざまな意味で成果が期待できる「改革」のなかで、私たち市民にもっとも密接に感じられるものは、当然のことながら市民が裁判に直接かわる「裁判員」制度である。

この制度が導入されると、おげさにいうと、国民はこれまで負わされている納税・教育の二つの義務のほか、もうひとつの義務を負うことにな

る。裁判員として選ばれた人は、よくよくのことがないかぎり、万難を排して公判に出席しなければならぬからだ。「裁判員」は選挙人名簿から無作為抽出で選ばれ、その後厳正な基準で選択されて裁判に連なる。

とかく市民的常識が欠落しがちな裁判官の世界に、市民の常識を持ち込むということが期待されているらしいが、しかし「無作為抽出」で選ばれた一般市民に、その役割を十分にこなせる「常識」があるのだろうか。

「市民の常識」が強調される背後にはその「非常識」が危惧される裁判官の存在があるのではないかと考えるのは僻目か。

しかし、審議会委員のなかには、ホンネのところ「裁判員」の存在そのものに、大きな危惧を感じている人もいるに違いない。

このシステムは、いわば日本人の市民的成熟度に対する試金石として注目に値する。次ページ以降に掲げる「模擬裁判」の実録は、この危惧に対するひとつの答えである。

「裁判員」制度の未来を占うひとつの試みとして、読者に判断していただきたいと思う。



導入されようとしている裁判への市民参加・裁判員制度。ずぶの素人がそんな場で、どんな役割が果たせるのか。東京弁護士会が二月一六日に行った「模擬裁判」は、まさにその試金石として大きな示唆を与えてくれた。

素人に何ができる？の答えがここにある

田中喜美子

模擬裁判

実見記

モデルとなった 放火事件

この日、模擬裁判のケースとして設定されたのは奥多摩で起こった放火事件である。被告はこの地で工務店を営む森山幸雄。以前自宅の改築を頼むといていた近所の中村さんが、前言をひるがえして他の工務店に仕事を頼んだことを恨み、中村さんの新築家屋に放火した容疑で起訴された。

起訴事実が物証に裏づけられている。焼け跡のそばから被告人の持っていたライターが発見され、しかもライター

に彼の指紋がついていたのだ。他にも疑われる事実がある。

この夜、被告と一緒に地域の消防団に属していた同僚は、「火事だ！」という声を聞いて真っ先にポンプ小屋に駆けつけたのだが、自宅の遠い被告が自宅とは反対方向から異常にはやくポンプ小屋にかけつけ、「早いな」というと何かあわてた様子であったこと、またそのときポンプ小屋から見えるはずはないのに、被告が「倉庫が燃えている」といったという。

こうして被告は逮捕され、六日目に犯行を自白した。一見、有罪疑いなしと思われるこうした状況が、公判で

揺らいでくる。警察の取り調べのとき被告が「隠して」いたアリバイが明らかにされたからだ。

被告人のアリバイ

被告はその夜、九時半ころまで近所の居酒屋「ほたる」で飲んだ後、愛人である二八歳の中野さんとデートしていたという。中野さんは五歳の子どもを持つ人妻で夫は単身赴任中で、いわゆる「不倫」である。

「ほたる」の店員の野口さんは、法廷でつぎのように証言した。「その夜森山さんは、八時過ぎから九時半ごろまでうちで飲

まちまちな証言

んでいたのですが、携帯電話を忘れてきたからと、店の電話の子機を借りて、外に出て誰かと話していました」

被告はその晩も、中野さんに会いたくて電話したのだが、「まだ子どもが寝ていないから」と断られ、それを押しがちよっとだけ顔を見たいからと誘い出し、九時半ごろ居酒屋「ほたる」を出て、コンビニの駐車場に向かう。(次頁図)

駐車場に行くには十字路を通るほうが近いのだが、中野さんに、人に見られるから自分の家のそばの十字路は通らないでくれといわれ、遠回りした道すがら中野さんの家の前を通りかかってむらむらと腹がたち、「ほたる」でもらってきたライターを中野さんの倉庫に向けて投げつけたという。

さて駐車場にやってきた愛人？の中野さんは、来るとき近所に住んでいる佐竹さんに出会ったから早く帰りたいといい、被告が「まだいいじゃないか」と引き止めているうちに「火事だ！」という声が聞こえ、中野さんの家の倉庫が燃え上がったのを見えたので、慌てて車を出てポンプ小屋にかけつけた。

以上が被告の述べた「アリバイ」の内容である。

ここで証人として中野さんが登場する。

彼女は被告の言葉を全否定した。彼とは二年ほど前、家の手直しをしてもらったとき知り合っただけ。電話がかかってくることはあるが、それは「お客を紹介してほしい」などというもので、最近は火事の当夜も、その前後にも、被告に会ったことは一切ない。佐竹さんとは火事の前夜道で行き会った。翌日の子どもの幼稚園の遠足に必要なものを、コンビニに買いに出かけたからである。中野さんはまた、遠足の当夜、子どもは疲れて七時ごろにぐっすり眠ってしまったと答えている。

ここで四番目の証人・佐竹さんが登場する。

彼女は、中野さんと被告と一緒にの車に乗っているのを見たことがあること、火事の当夜家の近くで中野さんに行き合ったこと、中野さんが彼女の質問に答えて「子どもの遠足に必要な物を買っていく」と答えたこと、さらに中野さんの家は夫婦仲が悪いらしく、しばしば夫のどなる声が聞こえたり、子どもがうちのパパとママはけんかばかりしているといっていた、と述べる。

検察と弁護人の主張

証人たちの証言がすべて終わると、検察側、弁護側の冒頭弁論が行われた。

検察側はライターという物の重要性と、被告の「自白」の信憑性を強調し、被告の主張した中野さんとのデートの「アリバイ」は無視した。

弁護側はこれに対し、中野さんは自分の家庭を守るため真実を述べていないとし、佐竹さんが火事の当夜、中野さんに道で行き会ったという証言の重要性を強調し、被告の「アリバイ」を主張する。

こうして双方の判断が対立するなかで、裁判員の出番がやってきた。

温厚な感じの裁判長はここで裁判員に向かい、囁んで含めるように裁判員としての心構えを説いた。

「裁判員は検察側、弁護側の意見に左右される必要はありません。一切の先入観念を捨てて法廷に提出された証拠だけに基づいて判断してください。」

刑事事件における有罪無罪の判断を下すに当たって、有罪の事実には疑いの余地がなければ問題はありますが、そこにいささかでも「合理的な疑い」が残る場合には、有罪

の判断を下してはなりません。また討議の結果、最初の自分の意見を変えることは少しも恥ずかしいことではない。職業裁判官にもあることなので、一度下した判断を変更することをためらう必要はありません」

裁判員の判断

ここで裁判員は三つのグループに分かれ、それぞれが別室で審議を行った。

私はもともと数の多いAグループを傍聴した。裁判員は女性四名、男性五名、年齢は大学生から五、六十歳ぐらいとバラエティがつけてある。彼らの述べた意見を、順番に要約しよう。

- ①女性。無罪ではないかと思う。皆の意見を聞いてから決めた。
- ②男性。よくわからない。頭が混乱してしまった。被害者の中野さんのことが全然出てこないが、彼は誰かに恨まれてはいなかったのか。
- ③男性。決め手となるものがない。よくわからない。混乱がきみ。みなさんに考えてもらいたい。
- ④男性。決定的証拠がなくてわからない。話のスピードが早すぎてウロ覚えになっちゃった。無罪だと思う。

⑤男性。無罪ではないかと思う。中野さんの証言はあいまいである。

⑥推定無罪の意見が多いが、物証もあり、自白もあるので有罪。これで無罪になるのなら、裁判員制度は問題である。

⑦女性。犯人だったら証拠になるものを現場においていくだろうか。目撃者もいない。中野さんのいうことはあいまいで信じられない。自白したというが、そのときの調書が見られればと思う。無罪。

⑧女性。中野証言は信じられない。利害関係のない佐竹さんの証言が一番信用できるのではないかと思うが、佐竹さんは中野さんに会ったのが火事の当夜であるといっているが首をかしげていた……。

また夜なのに、倉庫から出火したということがなぜわかるのか。現場の状況がよくわからなくて判断がつかない。みなさんのご意見を聞いてから決めたい。

⑨実際に現場を見ることは可能ではないのか。現職の裁判官は見られないのか。中野さんの証言はあいまい。結論としては無罪。

際立つ日本の特徴

さて、裁判員の意見で特徴的だったのは、ほとんどの人が、

自分の意見を発表する前に、頭が混乱したの、決め手が無いの、メモがしっかり取れなかったのと言訳してから話し始めるということであった。

日本人は講演に当たって必ず言訳から始め、アメリカ人はジョークから始めるとはよくいわれることであるが、この法廷の席上、まさにその通りの状況が展開されたのである。みな意見聞いて参考にしてから決めたい、といった人さえ三人いた。

そこには裁判長の「他人の意見を聞いて意見を変えることをためらう必要はない」の言葉の強い影響が見られたが、アメリカ人だったからこそした「謙虚さ」は確実に無能の表明と受け止められたことだろう。

それにしてもこの事件では、たしかに裁判員を戸惑わせる矛盾したデータがつきつぎと与えられ、よほど頭の回転の速い、論理的分析に長けた人でないかぎり、限られた時間内に自信をもって判断を行うことは難しい。そもそもこの裁判劇を企画した人々にも、被告人の有罪・無罪の結論は出ていないということ、それだけ判断に苦しむ材料をそろえた事件なのである。

しかしほとんどの裁判員は、迷いながらも「判断保留」でなく、無罪の決定を下してい

る。そしてその決定は、事実を論理的に分析し、徹底的に考察を加えて下したものでなく、ある一定の心理的傾斜に支配されて下されている。

そしてその「傾斜」は確実に、裁判長から囁んで含めるようにいい聞かせられた「少しでも合理的な疑いが残っているかぎり、被告を有罪と判定してはならない」の言葉から生じている。

九人の裁判員のうち最初の段階でただ一人、「有罪」と断定した中年の男性は（彼もまた自分の判断を述べる前に言訳を行ったが）、他の人々のこうした姿勢にいら立たしさを隠さなかった。

とはいってもの彼も、すべての証言を徹底的に考察・分析し、論理的に結論を出したわけではなく、疑わしい部分は捨象し、もっぱら「指紋のついたライター」と「自白」の重要性を重視したに過ぎない。

こんななかで、三人の職業裁判官はどのような判断を下したろうか。

裁判官の判断

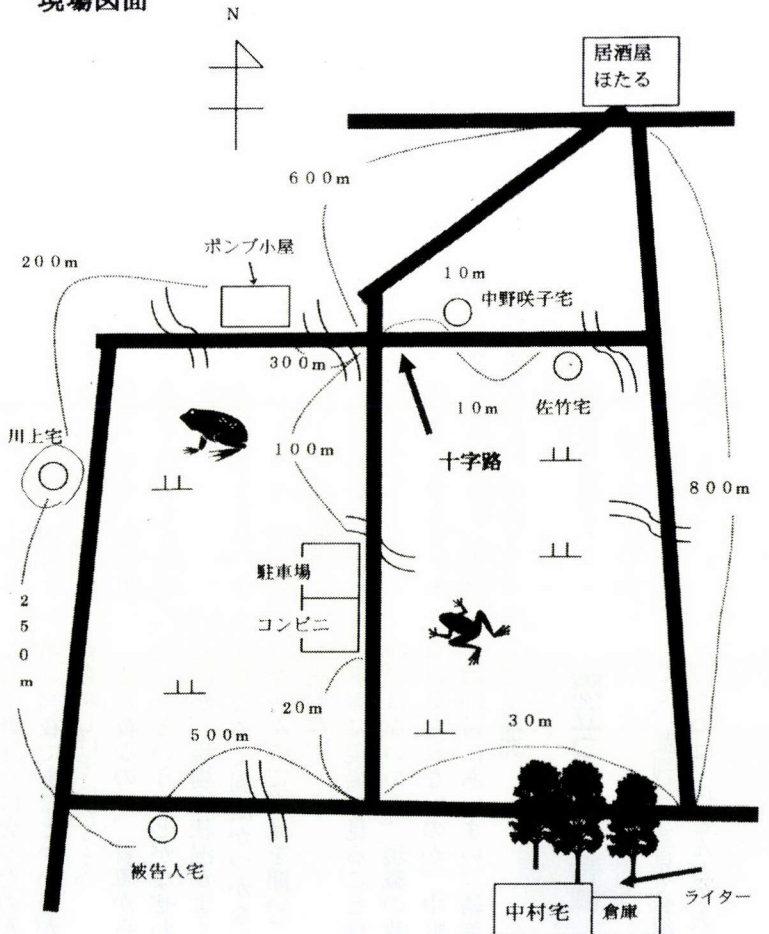
最初の裁判官もまた、発言に当たって言訳から始めた。「これは劇なんで、私は悪役をやりません。結論からいうと、

有罪ですね！

みなさんは中野さんのいうことは信用できない、できないというが、それではアリバイの唯一の証人である中野さんのいうことも信用できないということになりはしませんか。

さて佐竹さんは、中野さんに会ったのは事件の当日といっているが、中野さんはそのとき佐竹さんに、次の日遠足がある、といっている。これは自然に出てきた会話だし、幼稚園の遠足の日は地域でも知っているからウソは通用しない、ほんとうのことだと思

現場図面



います。しかも被告人はコンビニの車のなかで中野さんと会ったというが、佐竹さんの会ったとき中野さんは歩いてきた。だから佐竹さんが中野さんに会ったのは火事の日でなく、前の日であると考えられ、従ってアリバイは不成立です。

被告人の自白のなかにある、新聞紙を丸めて石油缶の油をかけて火をつけた云々の現場の話は、誘導されて出てきたものとは思えない。これらすべてを考えると、「有罪です」

二人目の裁判官は次のように述べた。

「証人の証言については、全面的に信用できる、できないというのでなく、信用できる部分とできない部分にわけて考えなければならないと思います。」

中野さんの証言のうち、被告と不倫関係になかったという部分は信用できないが、事件の当夜遠足で疲れていた子どもが早く寝ついた、という部分はほんとうのことだと思ふ。ところが被告が中野さんに電話をしたときは、子どもが寝ていないから出られない、といったという。これもおそらく事実だと思います。とす

ると、被告が中野さんに会ったのは、火事の当日ではなくて、やはりその前夜ではないか。佐竹さんは、中野さんにあったのは火事の当日だといっているが、この証言が誤っていると考えればすべて辻褃があう。

被告は火事の前日の体験を踏まえてアリバイをつくりあげているのではないかとすれば逆の意味で疑いをもたざるを得ない。動機、物証の存在、犯行の具体的自供もある。私は有罪と判断します」

判断の根拠は どこに

裁判官たちの弁舌は、当然のことながら裁判員たちに比べ、はるかにさわやかであった。二人とも、判断の根拠を論理的にのべ、アリバイについては採用しない根拠を明確にしている。

しかし第一の裁判官が「中野さんが信用できないのなら、その証言のすべてが信用できないことになる」という無意味な形式論理を振りかざしたのには驚いた。第二の裁判官がその論理を急いで修正したが、裁判官のなかにこうした形の論理を振りかざす人がいるということは、やはり大きな危惧を感じる。

しかし残念ながら、第二の裁判官も、完全に説得力のある論理を展開したとはいえない。彼は中野さんが「子どもがまだ寝ついていないから」といってデートを渋ったという言葉によって、デートの日を遠足の前夜、つまり火事の前夜と特定しているが、中野さんは被告のことをそれほど愛しておらず、近所の人に感づかれたこともあって、この関係に嫌気がさし、デートを断るために被告に意図的にウソをついたとも考えられるのである。

デートの場所であるコンビニ横の駐車場から、火事の現場が見えたかどうか、幼稚園の遠足というものを近所の人が知っているかどうか……ひとつの推論には必ず反論が成立し、だれ一人「合理的疑い」を完全に払拭する論理を打ち立てることができない。

「有罪」を選ぶにせよ「無罪」を選ぶにせよ、こうして彼らはいまいちな箇所はいまいちなままで避けて通り、自分の気に入った証言だけを採用して判断することになる。

その時彼らを動かしているものは何なのか。原則なのか、気質なのか、時代的風潮なのか、そのときの体調や気分なのか。

有罪にせよ無罪にせよ、彼

らの決定には、絶対的な客観的証拠がない。その事実は裁判員たちも確実に感じているに違いない。だから彼らは「合理的」であろうとすれば必然的に「疑わしきは罰せず」の結論にたどり着いてしまう。そのことは二人の若い裁判官に続いて最後に意見を述べた裁判長が、ごく淡々と「この事件には、被告を有罪とするためには合理的な疑いが残ると私は思います。だから無罪とします」と締めくくったとき、とくに強く感じられたのであった。

行われない徹底討論

さて裁判官たちの判断が述べられた後、裁判員は議論に移った。そしてそれは再び、日本のスタイルで繰り広げられた。

議論とは、人々が互いの主張をぶつけあうなかで、それぞれの主張の長短がはっきりし、真に説得力のある結論が浮上してくるところに醍醐味があるのだが、日本ではテレビでの政治討論など、少数の特殊な場を除いては、そうしたかたちの議論が行われることがほとんどない。

パネル・ディスカッションなどと銘打たれた催しでも、登壇者のそれぞれが並列的に

意見を開陳するだけで、丁々発止の「ディスカッション」などはまったくなく、話は一方通行で進んでいく。

そして模擬裁判での「議論」もまた、このスタイルで行われた。

それでも裁判長が司会役として仕切るなか、裁判員の主張の一致点と疑問点がある程度浮上してきた。

手短にまとめてみよう。
・中野さんが被告と愛人関係にあることについては、すべての裁判員に異論がない。
・現場に残された「ライター」の重要性と自白の信憑性については、意見が真二つに分かれた。有罪に結びつける議論のほうに、妥当性があったように思われる。

・駐車場から火事現場が見えるかどうかについては、意見が分かれた。
多くの裁判員は、現場検証の必要性を感じているようだった。夜だから見えるはずはない、という主張に対し、夜だからこそ火の手はよく見えただけではないか、という若い女性の意見は鮮烈であった。

・言葉の意味がはっきりしないまま使われ、議論が進んでいくことがあった。とくに「コンビニの横の駐車場」が買

い物のためのものか、月極めの駐車場かどうかでは状況は

まったく違うのだが、そのことを把握しないまま、思い込みで論じている裁判官があった。現場の状況が不明のまま議論する恐ろしさを感じられた。

最終的に有罪無罪の決め手は、被告が愛人とデートしたのが火事の当夜であったのか、その前夜であったのかに絞られてきた。そしてその点に関しては、「合理的疑問の残らない結論」はどうしても出てこなかった。

やり方が おかしくないか

この「模擬裁判」は実際にあった放火事件を下敷きにして企画されたらしく、非常にうまく構成されている。

真犯人は誰かということに関しては、企画した人にも結論はなく、登場した裁判官たちも合議の上で「演技」したわけではなく、それぞれが自分の判断に従って判決を下したのだという。

こうしてA法廷では、最終的に「有罪」は三人に増えたが、「無罪」は九人で圧倒的多数、B、Cの両法廷でも、多数で被告の「無罪」が支持されたのだった。ただしその「無罪」は前述のように「有罪」にするには合理的疑問がのこ

るからという、消極的な無罪宣言である。

A法廷の裁判員のなかには、それに憤っていた人がいたが、かといって「合理的疑問」が解決していないのに、見切り発車的に「有罪」を宣告することができるとはではない。しかし「合理的な疑い」が残っているからといって「無罪」を宣告するというのも、逆の意味での見切り発車なのであって、もろ手を挙げて喜ぶ感情も湧いてこない。

無実の人を罪に陥れるのは恐ろしいことであるが、犯罪を犯したかも知れない人が「疑わしきは罰せず」と釈放されることにも、割り切れない感情が残る。

裁判員の重責

この模擬裁判は、もちろんある意味で裁判員制度の可否を証明するために構成されたものである。

しかし全体を通観すると、制度の可否よりはむしろ、法廷という固的な場において人間が真実を追求する困難さが浮上してきたように思われなければならない。

警察は当然、犯人を捕まえるために必死になる。そして起訴した以上、検察は容疑者を有罪にするために全力を尽

くす。弁護側はこうした現実のなかで、何とか容疑者の無罪を、あるいは減刑をかちとろうとする。

二つの力のせめぎあいの中間で、公平な判断を下すべき第三者の存在はたしかに必要とはされるだろう。

しかし裁判員の「判断」が真に公正なものであり得るために、「必要にして十分な」材料が与えられていなければならぬ。

しかし逆にいえば、最初からもしもそのような「材料」が存在しているならば、第三者の役割は、せいぜいのところ刑の長短・軽重を決めるにとどまり、有罪か無罪かという、一人の個人の運命を左右するような判断を強いられる必要はなくなる。

逆にいうと十分な材料がないからこそ、彼らの判断が求められる必要もふくれ上がってくる。

票決権はないとはいえ、思えば裁判員の責任はこうしたケースでは限りなく重い。

ことと次第によっては、裁判員はその意味で一生忘れられない重荷を背負うことになるかも知れないのである。裁判員の多くが、消極的「無罪」に傾いてしまうのも理解できる。

裁判員は必要か

日本の刑事裁判の有罪判決の率は、世界のなかでもダントツに高い。その理由については諸説あるが、そうした現実のなかで、重大事件について裁判員を導入するシステムは確実に一石を投じるだろう。裁判員制度については、法曹の専門家には、「素人に何ができるか」と苦々しく考えている人も多いことだろうと思う。

たしかに与えられた資料を短時間のうちに頭の中で整理分析し、論理的に述べることはたやすいことではなく、被害者の中村さんと、容疑者の愛人の中野さんの名前を取り違えた人さえいて、いくつかの不手際は目についた。

しかしプロである裁判官にも同様に、記憶違いや思い違いが存在すること、さらにはプロであることによるおごりが存在することも、今回の模擬裁判は明らかにした。

これに反し、裁判員のひとりひとりには老いも若きも真摯に問題に向き合い、問題を解決しようと努力していたことは疑いない。

こうしたかたちで国民が司法の場に参加することは、国民の司法に対する意識を高め

るだけでなく、専門家を緊張させ、真の情報公開につながる、たしかな意味を持つだろう。

政治においても、医療においても、教育においても「専門家」にまかせっぱなしにすることの弊害を、私たちはいやというほど味わってきたのではないだろうか。

司法の場でも、同じことである。裁判員が法廷の場に存在し、裁判を見たり聞いたりするだけでも意味がある。

制度はこのままでいいの

ただし彼らの参加をより有意義たらしめるよう、裁判員の疑問を晴らす現場検証も含めて、なすべきことはまだまだあるように思われる。

例えば今回の劇で、最後まで被告人のアリバイを立証するのと同じ熱意を込めて、最大の証人である佐竹さんの事件前夜と事件当夜の「アリバイ」が問題にされるべきだということであった。

佐竹さんが、火事のその夜、そしてその前夜、どこでどう過ごしていたのかを証言する人はいないものか。それがはつきりすれば、佐竹さんの記

憶の真偽が立証されるのではないか。

幸か不幸か、この疑問を口にした裁判員はいなかったが、もしも「模擬裁判」ならぬほんものの裁判で、事件を解決に導くかもしれない大きなヒントを口にする裁判員があった場合、法廷にはそれを生かす仕組みはあるのだろうか。

それにしても東京弁護士会は、今回の試みを実現するために、実に大きなエネルギーを使つたに違いない。

これこそすばらしい「ポラントニア」活動のひとつとして、心から評価したいと思う。

「司法」がいまどう動いているか。そこにどんな新しい動きがあるかについては、『裁判官だってしゃべりたい!』(日本裁判官ネットワーク編著・日本評論社)にさまざまな角度から述べられている。裁判官という身分に安住せず、この国の司法を民主的なものにして心と心を砕いている人々の存在を知ることが、私たちの心を明るくしてくれる。ぜひ一読をおすすめしたい。



女性議員
の
ページ

甘利てる代

三村敏子さん

みむらとしこ 秋田県大潟村村議（無所属）

1955年生まれ。高校卒業後、2年間実家で農業に従事し「これだ」と決意。自立した農業を実践するために、最後の入植者（5次）である夫と結婚した。男の子3人の母親。英語準1級の実力。1999年の選挙で初当選、現在1期目。



琵琶湖に次ぐ日本第二の湖「八郎潟」を干拓してできた農業の村が秋田県大潟村だ。村は一九六四年、近代的モデル農村として誕生、食料増産という国の施策に基づいて入植が続いた。三村敏子さんが、三次入植者の両親とともに大潟村に移ってきたのは中学二年生の時だった。

「この時期は、ヘリコプターでの直播きが失敗に終わり、手植えを始めた頃でした。周辺の地域から大勢の人々がバスでやってきて田植えをしていました」

機械化が始まったばかりの頃だ。

三村さんも高校生の頃、欠株した部分に手で補植した。

「田んぼが広くて一畝が長いから、いくら植えてもむこうの畦まで着かないのよ」

試行錯誤を繰り返しながらも、大規模農業に希望を持って臨む入植者たち。ところが活気ある村が大きく変わり始めたのは、国の減反政策で稲作が制限されたことがきっかけだ。苦しみながら政策を受け入れた農家と、そうでない農家の二派に分かれた。

人口三〇〇〇人の村は大きく二分され、お互いに反目したまま時代を超えてきた。

雪解けのきっかけは一九九九年の統一地方選挙だ。六期

二二年を務めた前村長に代わって、女性の黒瀬喜多村長が誕生したのである。同時に、大潟村初の女性村議として三村さんが登場する。

「最初は候補者を捜す側だったんです。でも結局、出ようという女性は現れませんでした。すると、石けん運動を一緒にしていた仲間の一人が、私を強く推したのです」

仲間の人選は確かだ。一九八九年の頃、三村さんと仲間がゴルフ場建設の反対に立ち上がっている。「やつても無駄だ」と多くの人達がささや中、女性たちは「美しい八郎湖を次代に残す会」を結成。

住民アンケート、マスコミへの働きかけ、シンポジウムの開催と次から次へとアピール作戦。結果、約一年後にゴルフ場計画は消滅した。「やればできるんだってことを、このとき学んだ」。

反対運動をたたかった仲間が「廃油リサイクルの会八郎湖」をつくり、環境に負荷を与えないように廃油を使って石けん作りを始めた。できた石けんは、農協や物産センターなどで売り活動資金とした。できる人ができる時に石けんを作り続けてきた。

二〇歳で結婚し、九九年の選挙の時には子育てがほぼ終わっていた三村さんには断る

理由がない。むしろ「この好機をのがさない」と前向きだ。夫は「人生一度なんだから、やりたいことをやればよい」と賛成。じっくりと活動を続ける母親を見てきた子どもたちは、「あ、出るの」（長男、次男）という賛成派と、「これ以上忙しくなるのはちょっと」（三男）に分かれた。

村の九カ所の掲示板に貼るポスターは、写真を趣味とする友人が手作りしてくれた。はがきは夫と友人がコンピュータで印刷。何もかも手作りかと思いきや、そうでもないのが小さな村でやる選挙の困難さか。

「小さい村だから立候補者のみんなが街戦車で走り回るとすごい騒音になるんです。できれば街宣車は使いたくなくなつたのですが、支援者からクレームがついて、そこは妥協したの」

もっとシンプルな選挙をしたかったと心残りもある。

今、村の歴史は大きく変わろうとしている。村では環境保全型農業をもっと進めるために、昨年六月、これまで同じテーブルにつくことのなかった二派が協力し合おう村民主体のプロジェクトが発足した。「農業が好き」という三村さんは、村の未来を思いし続ける。

私の

「構造改革」は

これだ！

田嶋陽子さんは語る



まとめ・田中喜美子

国会は封建時代の旧家

もうびつくり。国会って封建時代や、明治時代の旧家みたいなものですね。旧家に行くとき昔は下駄を脱ぐ場所も決まっています、ご飯食べるとこも家長がいて長男がいて次男がいて女は末席でって、そういうのあったでしょう。

国会の中はそれと同じシステム。長男次男じゃなくて、自民党、民主党、何々って議員数によって順番が決まっているわけ。

今、社民党の参議院議員は

十一名だったのが三人減っちゃって八名しかいない。今度、またひとり離党なさったから、

七名になった。だから理事会の理事になることができないの。理事会ってところでいろんな委員会の内容決めたりなんかするわけだけど、理事になれないから発言力は弱いわけ。で、とりあえずオプザーバーという形で、社民党は理事会に参加させてもらっている。

だから各委員会での意見は自民党の長老から順番に言うてってね、最後に、オプザーバーは委員長しだいで言わし

てもらえるかどうかになってる。

そんなの知らないから、始まったとたんハイって言うっちゃって手を挙げて発言してしまっただけ。みんながじろーなんて見てるわけ。そしてみんな、馬をなだめるみたいに、まあまああつて言うの。なんだろうって思ってた。共産党の人が教えてくれた。「順番になってるんだからね、ちゃんと指名されなきゃ発言しちゃういけないだよ」って。

ま、こんなふうにみんなにケアされながら、やってきて

るんですよ。

議員はしゃべるのが人権だ！

発言して、意見たたかわせてるのが議員の役目なんですけれども、この発言時間、これも数なんですよね。

ちゃんと発言時間、質疑の

時間決まってるんです。自民党は九〇分とか二三〇分とか、民主党が九〇分とか、数によって決まってるんですね。そしてそういう数で割っていくと無所属とか社民党とかは八分とか三分とかになる。それ

を理事懇談会で時間をくださいって交渉するわけ。

共産党の吉川春子さんなんか一七年も議員やってらっしゃるからしっかり交渉して、必ず、二五分とか三〇分、時間を獲得するのね。まあ共産党はうちより人数が多いから、もともとももらえるわけですよ。

だから私はいつも吉川さんのうしろにくっついて、一生懸命、時間をくださいって、八分のところを一五分にしてもらったり……。

内閣委員会ではまあ配慮してくれて、一五分のところを、

私に二五分にしてくれたりするんですけど、決算委員会で自民党や民主党の人が頑として、自分たちは数が多いんだから、あなたたちはね、時間をほしかつたら選挙でがんばって人を増やさないって、そういうこと言う。だから結局、その委員会に出ている多数党が譲らなければ時間をもらえないんですよ、だから自民党と民主党が話し合って、じゃあ、かわいそうだから時間をあげましょうかってなればもらえる。

ま、問題にもよりけりだと思っんです。その時のテーマね。

だから私が今、みんなに言ってるのは、民主主義の中では議員は発言するのは権利なことなんだから、いくら無所属の人がひとりであつて、自民党が十人いようと、私は基本的な権としてどの党の誰にでも最低三〇分は確保するとか、そういうふうに決めて、その上で今度は、数によって配分するようにすればいいと思っんですよ。

いつか福島瑞穂さんは二分だったんです。その二分の場合もね、「往復」とか「片道」とかそういうやり方があつて、二分を質問時間だけに使つて、

相手がしゃべる時間は二分とは別に片道方式、答えの時間を二つと二分というのが往復方式。私がやる決算委員会は往復だから、たとえ二〇分あつても相手が私にしゃべらせないようにするためには、答をだらだらだら言え、二〇分すぐなくなっちゃうわけ。それが往復なんです。

するといくら質問を作つても、話が進まない。その質問をイエス、ノーで答えてくださいとこっちは言うんだけど、向こうはやあ、ふん、はあ、ふん……って伸ばしてらわ、こっちの時間はなくなるわ。

ま、そういうこともあつたりして、もつと議員の人權をきちんと活かす、そういう時間の配分方法をしてほしいっていうことを言いたいわけ。

少数党には 口を利かせない仕組み

自民党は自分たちが作つた法案通す時、党内でさんざん議論してるわけですよ。それをね、議場でわざわざ質疑やるのは、ものによつてはくだけなくてやりたくないわけよ。

もちろん野党の方は、法案反対の場合とかいっばい言いたいことがあるじゃないですか。

だけどそれにもかかわらず、人数でいくと野党の方は本当に質問時間が短い。だからただ数だけでやると本当に少数会派つていのは存在価値なくなつてしまふ。おかしいですよ、数だけで決めるのは……。少数の人たちの中に大事な意見がたくさんあるんですよ。

基礎年金つていうのがあるのと同じで、基礎質問時間つていうのをつくつて、その上に数で積み重ねる、そうしたら私は民主的になると思っんです。でも与党はそれは怖いんじゃないですか。

だからそれをこれからどうしていくのか、これが私が議員になつてから一番、本質的なことで疑問に感じたことね。

国会には議論がない

それともうひとつは、やっぱり国会つていうのは議論する場ではないつていうことですね。

だれかが代表で質疑をして、それに大臣が答える、でも大臣たちは与党だから、法案を通そうと思つたら、数で通つてわかつてるから、真面目になつて答えない。

質疑していてもすぐくむなしい。もう野次がパーっと飛ばし、なんかどうでもいいや

みたいになつてきちゃうし、いやな感じだよ。

だから今のところ短い時間で質疑になる場合、もう要望を言つちゃうしかない。こうしないで必ずこうしてほしいつて……すると、はあ、そうします、検討しますとかね。

官僚を教育するのも 仕事のうち

でも今、かなり法務省が真剣になつてきてくれるのが、自己再評価カウンセリングの導入です。私は所属していた委員会などで十二回質疑したんですが、内閣委員会で少年犯罪とカウンセリングについて質問しました。で、私は自分が質疑するまえに法務省に来てもらつて、まずレクチャーしてもらつたんです。今どういう状況になつてくるのか、何が問題になつてくるのか、それは私の問題としていることを前に進めることなのか、これからなのか、それともこちらの考えているようなこと

のは、少年院とかなんかでやつてるカウンセリングの方法が、私流の言葉でいうと贖罪教育なんです。

法務省の人たちは、「いやあもう、いいカウンセリングをしてきて、もうみんな本当によくやつてくれて」つて、自画自賛する。でもね、少年院を出ても、子どもたちは再犯率がすごく高いんですよ。その原因は何かつて考えたの。それはカウンセリングの方法が悪いんじゃないか。そこで私がその時提案したのが、RC、Reevaluation Counseling 自己再評価カウンセリングつていうんです。私の大学のゼミで取り入れたら、非常に学生が元気になる、そういうカウンセリングなんです。

罪を犯した人間はうんと苦しんでるんです。幼児期からのいろんな体験で。心が傷ついてトラウマを抱えて、うんと苦しんでる。ちよんどもなかに例えていうと、胃が痛い、そこに菌が、毒があるから胃が痛いんです。だから痛い痛い痛いつて暴れると、その暴れる途中で人を殴つちやつたり、建物壊しちゃつたり、私はそれが犯罪だと思っんです。

私が言いたいのは、人はおなが痛い時には人のことな

なんてなんにも考えられない。人やモノを傷つけるだけ。

だから本当のカウンセリングは、おなかの中の毒素を吐き出させてやる、そしたら落ち着いた時、初めて、ああ、さつき痛くてあばれちゃったけれどごめんねって、おのずから自然と謝れるようになる。そのカウンセリングが自己再評価カウンセリングなんですね。

だからまず法務省の人にRCのビデオよく見て、自分たちが少年院で実施している法務局のカウンセラーたちのカウンセリングとよく比べてほしいって言ったら、興味持ってくれたんですね。

そしてそれから訪ねて来て……「自分たち、もう少し研究したいので人とか本を紹介してください」って。

もしその方法が取り入れられたらね、これはもういろんな意味でものすごく革新的なことなんですね。そんな感じで質疑したことによって、まあひとつでも効果があつてよかったねって、喜んだんですけど。そのあとRCのカウンセラーにきてもらって、法務省の方たちに実際にカウンセリングを体験してもらったんです。

女性と年金の大問題

あと、嬉しかったのは年金のこと。

二〇〇四年の年金制度改革に向けて、やっぱり女の自分が自分の年金を持てるようにきちんとの改革でやらないと、またあと何十年後になっちゃうか分からない。しつかり主張していかないと、年金制度全般の改革はあつても、すべての女性が年金を持てるような改革にはならないかもしれない。だからこれはもう、プレッシャーかけてやらせないと駄目なんですね。

専業主婦でも離婚する時は夫の年金を半分分けてもらえるようにしないと、女の人は基礎年金だけで終わりですよね。今まで主婦として働いて貢献してきたんだから夫の年金から分けてもらいたいなこともきちんと決めないと、女の人は離婚したくてもできないという状況ですからね。

これがホントの構造改革

でね、これが私にいわせればほんとうの構造改革なんです。どういふことかというのと、今やつてる金融なんかの構造改革はもちろん進めてほしいんだけど、とにかく今、日本という船が沈没するかどうかの瀬戸際に、今の男と女

の法的なあり方は二人三脚なんです。

男と女をセットにして、税金から年金からみんな制度が決められてるわけ。だから早く男と女のセットを切り離してほしい、切り離して足の鎖を断ち切つてほしい、そして男が海に落ちそうになつたら、女は男を救えるかもしれない、女が落ちそうになつた時に男が女を救えるかもしれない、でも今だとふたり一緒に落ちこつちゃうんですよね、足の鎖で。

だから早く女を男から自由にしてくれたら、初めて本当にもつといい関係ができるんじゃないか、その上で、男と女が一緒になつたらハッピーになるし、世の中の生産性があがりますよね、女の人が能力発揮できたら、日本は国はもつといい国になりますよね。

お金のことも消費も大事だけれど、同時に、男と女を人間として扱う、男は稼ぎ手、女は家でアンペイドワークじゃないやなくて、それぞれが働き手としての税制度、年金改革を世帯中心でなく個人を中心とする個人単位に変えていくこと。そういう制度改革をやっていくことが本当の意味での構造改革で、それをやらないといくら経済面だけ構造改革をやつたって、また元の木阿弥

になつちゃうよつてというのが、私の基本的な考えなんです。

もし男と女が切り離されて、みんなそれぞれがひとりの人間になつたら、いい意味で勝手が違つてきますよね。結婚する人もいる、しない人も増える。そして母親と子どもとの関係が変わつてくると、いろんな世の中の事件は変わつてくるんですね。

女がくさつてるうちは、子どももくさつちゃうんです。そういう意味で、私は少年犯罪をなくしたければなくしたいほど急がば回れで、男と女の関係を法的にきちんとし

なければいけないって言いたい。

その上でみんながどういふ生き方をするか選ぶのは自由です。

だけど基本的に、みんな人生変えたいと思つた時にきちんとひとりの人間になれるようなシステムを作つてほしいって、それがわたしのゆるぎない主張なんです。

そういう視点から意識改革を試みてきたし、またこれからは法律を作つていきたいと思つています。

(編集協力・刀祿啓子)

主婦連にご入会下さい!

あなたも主婦連につどい、生命と暮らしを守るため、消費者の力を結集しましょう。

会員募集

団体会費 年会費 三万三千元
個人会費 年会費 六千五百円
賛助会員 年間 一万円
月刊「主婦連より」購読者募集
年12回発行二千五百円(送料共)

主婦連合会



〒102-0085 千代田区六番町15 プラザエフ

TEL(03)3265-8121 FAX(03)3221-7864

E-mail:yoshioka@shufuren.gr.jp

HP : http://www.shufuren.gr.jp

女性のための政治スクール

女性と議会をつなぐ彩の国ネット

学びを生かす活動を

埼玉県内で女性議員を出そうと活動している、「女性と議会をつなぐ彩の国ネット」(略称彩ネット)代表の吉田富士子さん。設立のきっかけは、上野千鶴子さんの講演からではないかと、当時を振り

返る。

一九九〇年代に婦人大学校や女と男共生セミナーなどで学習を重ねていた女性たちは、勉強ばかりでなく、そろそろ政策決定の場に出ることも必要と感じていた。そんなときにたまたま聞いた上野千鶴子さんの「勉強ばかりして

場に出て行っただろうか」という提案は、参加した仲間たちの心を刺激した。

その話を聞いた女性の一人、以前から選択的夫婦別姓の法制化を実現目指して活動していた吉田さんは、請願を市議会や県議会に提出するなかで女性議員の少なさを痛感していた。女性議員がいたらという思いの中、タイミンがよく学習仲間の後上民子さんが補欠の県議選への立候補を決意。吉田さんは後上さんから、「私が立候補するから、あなたは県内の女性議員を増やすための活動をしてね」と言われ、彩ネットの設立を決める。

九七年七月に吉田さんを中心に学習の仲間たちが集まり、「学びを活かす女性と議会をつなぐ彩の国ネット」を設立。学ぶことから脱皮して、政策決定の場を目指すことになった。その後、「学びを活かす」という文言は、名前が長くなるという理由から外している。

ぞって記事に取り上げ、思わぬ反響を得た。

「私はもう六〇歳を過ぎていますが、これからでも立候補できるでしょうか」という電話の声に「まだこれからはです」と答えながら、多くの女性たちが政治に関わろうとする現実が見えてきた。申し込みが殺到しお断りする人も出る中、セミナーは二五名の受講者で行われた。

セミナーの内容は選挙のやり方から始まり、立候補から当選までのプロセス、議員になってからのこと、そしてポスターなどでの自分の魅力の作り方など。受講生にとって、議員になることが身近に感じられるような内容になっていた。

効果はすぐに現れる。セミナーの受講生の中から一九九九年の統一地方選挙で一二名が立候補し、七名が当選するという快挙となった。

第二回セミナーは、選挙の熱気も冷めて、受講生は激減、二〇〇〇年の第三回でも同様に数人の応募しかなかったため、翌年の四回目は中止して、次回の統一地方選の前年まで待つことになった。それでも、受講生のなかから議員に立候補する女性は多く、その後二名の当選を得て、現在九名の女性議員がこのセミナーから

巣立っている。

来年こそ飛躍の年に!

二〇〇三年の統一地方選挙に向けて、今年は九月からセミナーの開催を予定している。その前、四月には待望の女性センター(男女共同参画推進センター With You)が埼玉県にオープン。その開館記念に「女性議員大いに語る 女性議員の必要性と役割」と題してワークショップを開く。

また、セミナーのプレイベントとして岩橋百合さん(千葉県議)の講演「県内の女性議員率三〇%を目指して!」その議席、私たちがいただきます!二〇〇三年統一地方選―(仮称)を七月に開催予定している。女性議員を三〇%にというのは、目下の目標である。

学習会で時かれた種は次々に芽を吹き、やがて議会に女性を送り出し、花を咲かせた。「埼玉県にはまだ女性議員ゼロの議会が八町村もあるんですよ」と、残念そうに話す吉田さんの胸の内には、熱い闘志がふつふつと湧き上がり、もっと多くの種を蒔きたいと、未来の女性議員たちと呼びかけている。

(取材:女性と地方自治を考える会)



大盛況だった 第一回目のセミナー

統一地方選挙の前年、九八年に行った第一回「女性を議会に! エンパワーメントセミナー」は、大手新聞社がこ

混迷する 週五日制 ゆとりの公教育

柳沢順子

混乱する現場

「現場を知らない人間が、おかしな制度を次々に押し付けてくるんですよ」

「お上」の方針と、子どもや親たちの不安との板ばさみで、いま教師たちは四苦八苦だ。

首都圏のある公立中学の教務担当教師(四二)は言う。

「小学生はともかく、中学生には受験がある。親たちは今、学習内容削減や、週休二日による学力低下をすごく気にしています。当然でしょう。われわれ教師の間でも、自分の子は私立に、という人が増えているくらいです」

四月の総合学習導入を目前に、教師たちは一からカリキュラムを作り上げる作業に追われている。

中学校の場合、総合学習の時間は最低週二回、年間七〇時間(上限一三〇時間)にのぼる。この膨大な時間をどう使うか。何の指針もマニュアルもない中、連日の会議と研修に追われ、十時前に帰宅できる日はまれだという。

そんな中で、かれらは日々空しさも感じている。どう考えても破綻だらけの改革のために時間や労力を奪われる空しさである。

「週休二日で教師は楽ができる、などと巷では言われている

が、とんでもない。平日の業務はむしろ増えるし、土曜の子どもたちの生活に完全にノータッチ、というわけにはいかないのが現実でしょう。土曜も学校があったほうがまだマシですよ」

教師も望まない週休二日制。では一体、なぜ休日は増やされるのか？

「何か別の目的のために公教育が犠牲になっていく気がしますね。総合学習なんて、結局は子どもを教育を地域社会にまかせ、文科省の責任を減らしたいってことじゃないですか？」

二〇〇二年問題

実は「ゆとりの時間」設定は、八〇年から実施されておりました。授業時間や学習内容はこのときすでに一割削減されていた。この結果、分数の計算ができない大学生などに代表される子どもたちの学力低下が問題視されて久しい。

そこへもってきてついにこの春から「完全週休二日制」と、「総合的な学習の時間」なるものが導入されることになった。

総合学習とは何かの教科であれば誰が何をやってもいい時間、と解釈される。学習指導要領にも教員免許のある人

間にも支配されない、つまり「何をしなければならぬ」といった制約のない時間のことである。この時間をつくるためにそれまでの学習内容は二割削られ、結果として「三割削減」ということになった。

文科省は、

「新学習指導要領は最低基準であってこれすべてではない。この上に何の勉強をしてもいいようにあえて“ゆとりの時間”を設けました」と言っている。つまり学校、学年、クラス、担任によって何に取り組むか違ってくるのだ。それを面白そうだと思うか、こんなバクチを打つに等しい状態は許せないと思うかは、人によるだろう。

総合的学習の時間とは

たとえば大工の棟梁を招いて道具の使い方や家のできる過程をレクチャーしてもらおう。農作業や漁業を体験させる。またはその時間をすべて国語とか算数に振り分けてしまい、その教科をしつかりやるということもできる。

校長や担任の裁量にしろ、保護者が参加してとことん話し合うにしろ、とにかくクラス単位で好きにしたい時間なのである。要するにこれは、担任やクラスによって教育内

容の二割が違ってくるということなのである。

となりの子のクラスでは英語にすぐく力を入れており、学年末までに全員が英検の〇級合格をめざすというのに、ウチの子のクラスはドッジボールやマラソンなどの運動ばかりやっている、などという事態も起こりうるのだ。親も子もこれらを気にしないでいられるのだろうか。

というより、本来の学習内容を削ってまでさせる総合学習の意味はなんなのか。

こうした懸念に対する明確な回答は文科省からは返ってこない。

公教育の問題点

子どもたちが育つ環境は実にさまざまだ。一人一人の個性、背負っている家庭の文化的背景、将来の目標。四〇人いれば四〇通りである。

この四〇人余りの子どもたちに対して、一人の教師が同じ学習内容を同じように理解させることはたしかに無理があった。そしていままでの公教育は、この多様性の問題を棚上げして、どの子にも一定レベルの教育を授けることに腐心してきた。

高度経済成長期の社会システム下では「皆で一緒に豊か

になる」べく、国民が同じ方向に向かうことができた。そのシステムが終焉を迎えようとしている現在、あらゆるものが変化を余儀なくされる。とはいえ、それは子どもの教育をないがしろにすることではないはずだ。

真の「ゆとり」とは何か

本来、「ゆとりの教育」とはたといえばこれまで五時間かけて教えてきた五の内容を、反復練習を含め六〜七時間かけて、じっくり取り組ませることではないだろうか。

ところが、文科省のいう「ゆとり」は五の内容を三に減らし、五時間かかるところを三時間で済むようにして、二時間のゆとりができました。教師の数も今までより減らせます、と言っているのだ。何とも奇妙な論理ではないか。

子どものために国がすべきことはむしろ、教師の定員を増やし、子どもの希望進路や学習意欲によって少人数のクラスを組み、多様な授業展開を実現することではないのか。

学校は基本的に勉強するところ、学ぶところなのだ。目指す進路によっては今までの学習内容が多すぎるといってもいい。そして、誰もが私立や予備校に通えるわけ

はない。

一律に「詰め込み教育は悪」として、子どもによっては大切なはずの学習内容まで切り捨ててしまう。それによって何が得られるというつもりなのか。

はた迷惑な現象

最近各地の図書館や博物館では「迷惑なこと」が起きている。すでに一部が始まっている総合学習の影響で、突然子どもたちの団体が殺到したり、小中学校からの質問のフックスが、多い日は数十枚を超え流れ込んでくるからである。質問内容は、

「琵琶湖について教えてください」「琵琶湖に魚は何匹いますか」(滋賀県立琵琶湖博物館)といったもの。

図書館や博物館が学校に頼られたかっこうになり、関係者は施設の利用のしかたに対する勘違いや礼儀のなさを嘆く(三月五日・朝日新聞)。

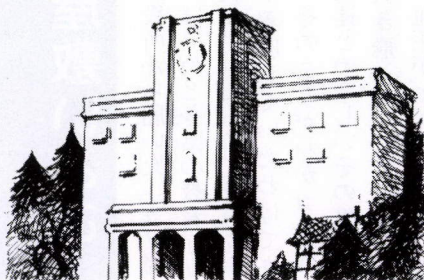
また二月三日、文科省は突然、民間の塾や予備校の団体代表を招いて協議会を開いた。

会の主旨は塾予備校関係者に対して、四月から週休二日になる子どもたちの活動の「受け皿」作りの協力を求めるものだった(朝日新聞)。「土日に補習や受験指導など

の勉強ではなく、キャンプなどの自然体験、スポーツ、理科実験、文化体験などの活動の機会を設けるよう」

集まった塾予備校関係者はこう依頼されたと語る。

「正直なところ文科省は勝手なことを言っていると感じました。土日を休みにしておきながら、なぜか急に勉強ではなく体験といった、条件付きの受け皿を、民間に求めてく



るんですから。しかも助成金をつけてくれるわけではない」

子どもたちを学校だけに閉じ込めず、他の施設を利用したり民間の教育機関に協力を頼む、そのこと自体が悪いわけではない。

が、やり方が問題なのだ。総合学習の時間を設けるならその時間で、まずは施設の利用のしかた、辞典や辞書の使

い方、公共の場所での礼儀作法、質問のしかた、メモの取り方、話の聞き方などを最低限、子どもたちに教えてやることが不可欠であろう。

民間の塾や予備校に自分たちのなすべきことを無報酬で押し付ける——この感覚には唾然とする。

教育はどこへ向かうのか

「ゆとり教育という美名とはうらはらに、貧しく薄っぺらな教育政策とその内容が浮きぼりになってきている」

という不安は、新年度を迎える前に、すでに言い古された感がある。

新学習指導要領が誰にとつてどのようなメリットがあるのか、どういった効果が期待できるのか、文科省は国民を納得させる義務がある。

日本の公立学校は、実質的に学力の向上を目指す場であることも、子どもたちの居場所であることも放棄してしまつたような印象さえある。

教育は国家百年の計といわれる。日本の将来を支える人材の育成は、今現在の子どものたちの教育にかかっていることは間違いない。子どもが国や自分自身の未来を信じられる教育を、真剣に考えない大人たちの責任は大きい。

父母のために教育委員会から支給されていたお金を、学校が父母名義の三文判を領収書に押しつけて勝手に流用していたという事件が起きた。驚くのは、学校側にそれに対する罪悪感がほとんど見られないということである。着服と隠蔽が日常的な政治世界でならまだしも、教育の世界もけじめのなさにまみれている。

学校にはびこる

公金流用

野屋敷いつじ

★県から届いた紙切れ★

市立高校の不正入試、中学教頭による多額の校納金横領事件が発覚した船橋市で、今度は小学校の公金流用事件が起きた。総合学習授業において県からボランティアや講師に支給すべき報償金を支払わずに、職員の飲食費など別目的に流用していた事実が判明したのである。

その際、教頭達は印鑑を勝手に購入して受領印にし、講師に支払ったかのように偽装していた。

学校の校長や教頭達は最初の記者会見で公金の流用の事実を認めたにも拘わらず、その後の説明は二転三転、真実は黒い霧の中へ消え去ろうとしている。

事は平成一四年一月三十一日の消印で、市立習志野台第一小学校に通う生徒の祖父母達に「支払調書」が届いたことに始まる。二〇〇〇円の講師謝礼と記されている小さな紙切れだった。

狐につままれた思いの祖父母たちが送付元の県教育庁船橋地方出張所に次々と電話で問い合わせると、出張所は「習志野台第一小に聞いてくれ」とけんもほろろの対応。そこで学校に直接電話すると、校長は「何のことかわからない」という。次に出て来た教頭が「一昨年開かれた『おじいちゃんおばあちゃん仲良くしようの会』の時の

もの。でも、あなたはボランティアで来たんですよ。ボランティアだったでしょ」と強い口調だった。お金が欲しくて電話をしたのかといわんばかりで不愉快だった、と語る人もいる。

平成一二年の一〇月一日、四年生児童主催のおじいちゃんおばあちゃんと仲良くしようの会が習志野台小の体育館で開かれ、児童の祖父母や近所のお年寄り達が学校に招待され、三〇名ほどが参加した。

かわいい孫達に昔話を聞かせ、お手玉などの伝承遊びを伝え、皆で歌を歌った楽しい会であった。もちろん参加者全員は無料報酬のボランティアのつもりである。

お役所から届いた「支払調書」はそのとき県の教育庁から支払われたもの。それを学校が着服していたわけである。そのことがわかった後、子供達との楽しいその思い出が吹き飛ばようなショックに、血圧が上がり寝こむお年寄りもあつたという。

しばらくして参加した一人の祖母Sさんのもとに校長から電話がかかってきた。今度は打って変わって猫なで声で親しげに、「講師謝礼の支払いを忘れていました。講師料の二〇〇〇円は郵送します。受領印はご足労をおかけしては恐縮なので学校で買った三文判で代わりに捺印しておきます」という。Sさんの自宅は学校から離れていたために

三文判を買って学校が処理するというわけである。

Sさんのように校長からの連絡があった祖父母たちから話がひろがり、学校のやり方に疑問を感じる父母たちが増えてきた。

単なる支払い忘れのミスにしてはおかしなところが多すぎる。

疑惑の発端となった平成一二年の一月から一二月の支払いに關係する調書は平成一三年二月に納税者に届かなくなっていく。この支払調書は確定申告に必要な源泉徴収票である。学校が講師達に支払いを忘れたとしても、学校が講師料の支給者である県教育庁に申請を出さなければ支払調書は発行されない。つまり、この支払調書が平成一四年の二月に届いたということは、学校は平成一三年の間に講師料を支払った旨の届けを県に提出し現金を受取っていることになる。

現金の出し入れには帳簿が必ずあるのが当然なので、たとえ支払いを忘れていたとしても、平成一二年の講師料については、平成一三年三月の決算で帳面上と現金の数字が一致しない時点で学校は気づかなくてはいけない。普通感覚なら一二年の一〇月に支払うべきものを忘れたな

ら、年を越した一三年に県に申請した段階で思い出し、支払いの遅れた講師たちに申し訳ないと意識に残るはずである。

本来、二千円程度の少額の支払いが交通費の負担も考慮して二度手間にならないように学校に講師として来てもらった当日に支払うのが礼儀であるし、現に他市では当日の支払いが行われている。謝礼の金額が多い講師の場合は預金口座に振込まれ、受領印は

いない。

当初、平成一三年四月に赴任した校長は一二年度のことは知らないというばかり。

だが、受領書に印鑑があるのだから、学校が県教育庁に講師謝礼として報償金を申請した日付と受領書の日付とは、情報公開請求によって一般市民も知ることができる。

話を聞きつけた市民から情報公開請求が出され、その翌日に学校は記者会見とPTAへの説明会をあわてて開いた。

★疑惑浮上★

記者たちの前で校長と教頭は、この講師謝礼五九人分を生徒の祖父母達に支払わずに裏金としてプールした上、教師の忘年会等の懇親会費に流用したこと、県教育庁に申請

するための受領一覧は講師達に無断で三文判を五九本購入して勝手に捺印し書類を偽造。その申請は一二年度決算に間に合う駆け込みの一三年の四月になってからしたと告白した。教頭は「印鑑については前任の教頭からの引継ぎでこんなものかなと思った」と聞き直ったような態度。

だが、県への申請方法を前任の教頭から引き継いだというだけで、平成一一年度の講師謝礼についての新たな疑惑が浮上した。それは、会計責任者である前任の校長も関わっていたことを意味し、少なくとも四人が関係していると思われたが、後に前教務主任までも印鑑購入に関わっていたことが判明、学校ぐるみの不正の臭いが漂った。

教頭は記者会見後の夜、PTAへの説明会でも、印鑑のことをさりげなく説明した。誰が聞いてもれっきとした公文書偽造であるのに、教頭は悪びれた様子もない。

「民間なら即座に懲戒免職か刑事告発される行為」と怒る父母もいたが、ほとんどの父母は子供「人質」論でがんじがらめなのか、怒りも不信感も露わさず沈黙を守っていた。ただし出てきたのは県から支給された講師謝礼金二三万円の使途を知りたいという

要求で、その声に応えた学校は、講師謝礼金を入金したという特別会計と称する裏帳簿のコピーを配ったが、明細のほとんどは黒くマスキングされていて、読み取れる金額を計算しても六万円ほどにしかならない。学校は「生徒の教材を買うために講師謝礼を使った、生徒の為にだつた」と強調し、飲食代に使用したとは一言も言わず、「このコピーは持ち帰らないでください」と、その場でコピーした帳簿を回収した。

校長は支払いを忘れていた講師謝礼金はポケットマネーでカバーすると弁明しながら、そのお金は次の公金でまたカバーするという発言も飛び出し、不明朗な学校会計が慣習化されていることを暴露した。

結局、弁解だらけの説明で時間は過ぎ、父母たちは釈然としないまま帰途についた。近いうちにもっと明確な説明会を開くと約束したのだが、次週になると校長は入院したと学校を休んでしまった。実際には入院しておらず、自宅に閉じこもったままと言われている。

★補助金の流れ★

船橋市習志野台第一小学校は、県の「国際化時代を生き

る児童育成モデル事業」として平成一一年度から一三年度までの三年間モデル校に指定されている。補助金として平成一二年度は報償費二五万二〇〇〇円、旅費三万二〇〇〇円、需要費三万円、役務費一萬三〇〇〇円の計三二万七〇〇〇円の予算が付いている。

そのうち五九人分の講師謝礼の報償費約三三万円を講師達に支払わずに校長の自由裁量となる特別会計に繰り入れたという。他に、平成一一年度報償費二五万九〇〇〇円のうち、県から学校に現金支給された約一五万円の講師謝礼の半分はどこにいったか分からない。前任の一一年度の教頭は「教務主任に任せていたので分からない」と話している。その教務主任は「異動で忙しくなりすでに支払ったものと勘違いしてしまった」と釈明、一六人分の講師謝礼七万二〇〇〇円を紛失したという。

指導的立場の市教育委員会は「これまで教頭会、校長会で厳しく指導してきた」とコメントしている。

昨年、生徒の修学旅行積み立て金一八〇万円を競馬につき込んだ教頭が逮捕され、指導の通達も出したばかりである。だが、今回の問題は私

腰であつた。二月末に緊急で開かれた市議会文教委員会でも、三月定例市議会の本会議の行政報告でも、市教育委員会は真相を明らかにせず、学校の特別会計(裏帳簿)の精査は「市教委の権限外」で行えないが今回の調査はし尽くしたというものであった。問題の当事者は現校長(五五)と現教頭(五九)、前校長(五五)、前教頭(四九)、元教務主任(五二)の五人に特定され、厳正な処分を検討中という。

しかし、学校の裏会計については「特別会計はどこにもある」として教育委員会は重要視していない。

子どもたちと祖父母世代の交流に参加する高齢者がお金めあてで出てくるはずはない。予算として手当てをつけるのは、もともと不必要だと思ふのが普通の市民感覚であろう。こうしたかたちで余計な公金を支出し、学校側がそれを勝手に流用するのを慣行として認めるというなれ合いともたれ合いのやり方自体が間違っているのだ。

払うべき金は払う。不必要な金は払わない。腐敗をよせつけない清潔で透明な財政のあり方は、こうした原則から生まれるべきではないだろうか。

「判決」も裁判官次第？

国立市高層マンションを巡る抗争

甘利てる代



言いがたいのだ。何棟あるのか目を疑った。おおむね平屋、あるいは二階建ての家が並ぶ住宅街に出現した巨大な「城」である。

司法判断を仰ぐ

このマンションをめぐる景観訴訟については、マスコミによって広く知られている。

一九九九年夏、現マンションが建つ地所を所有していた東京海上（株）が、明和地所（株）に土地を売却。マンション計画（当初は一八階建て高さ五三メートル）が発表されるとすぐに、近隣住民や国立市民が建築の見直しを求め、五万人の署名を集め市議会に陳情し採択された。

市（上原公子市長）は、九八年に前市長によって策定された国立市都市景観形成条例（以下、景観条例）に基づき、建物を低くすることを求める勧告を行った。ところが、景観条例といっても業者に努力

義務を課すだけで法的な拘束力を持っていないため、明和側はこれを無視した。

近隣住民は都市計画法改正で「地区計画」が市の都市計画審議会で承認できるようにしたことを受け、高さ（最大二〇メートル）を法的に制限できる地区計画の手続きをすすめた。市は一月に地区計画を発表し公告、縦覧（公開して、広く市民に知らせ意見を求める）に入った。

このさなか、明和側は一気呵成に事を急ぐ。東京都に建築確認を申請し（一一二月）、都は二〇〇〇年一月五日に確認済証を交付。明和は即日工事に着手したのである。

遅れること三週間後の一月三十一日、臨時議会で建築物制限条例に土地計画が加えられた。

五日から三二日までの間、市民は何もしなかったわけではない。二四日には建築禁止の仮処分申し立てをしている。だが、この申し立ては六月に却下されている。

この間も明和は工事を続行したため、住民は二回にわたって東京高裁と東京地裁に訴え、そこでは二〇メートルを越える建物は違法であるとの判決が出されている。

一方、明和側も黙ってはいない。条例ができた直後の二月に、地区計画、条例は無効であり、条例制定によって被害を受けたから四億円の損害賠償を請求すると、市と上原公子市長を訴えたのだ。

この判決は二〇〇二年二月一四日に出された。条例無効については訴えを却下したものの「国立市は四億円を支払え」という厳しいものだ。

どうして判決がこんなに違う？

まず不思議だったのは、明和が市に払えといった「四億円」の損害賠償が、満額認められたことだ。それまでの住民が原告となっていた二つの裁判では、マンションそのものを「違法建築」「建築基準

異様な全景を見た

JR国立駅から通称「大学通り」を谷保に向かって歩く。一橋大学を過ぎ、都立国立高校や私立桐朋学園が近づいてくるとブルーの歩道橋が目につく。さらには色鮮やかな歩道橋の向こうに、巨大な高層ビルが見えてきた。

一四階建て高さ四四メートルの「明和マンション」である。異様な景観に驚いた。馬鹿

デカイのだ。側面を見ようと隣接する桐朋学園のグラウンド沿いに歩を進めていくと、実はこのマンションの奥行きが、通りに面した長さの数倍もあることが判明する。さらにマンション全体が大きな凹字型になっており、一棟とは

に適合しない」と判断したうえで、「本件マンションは高さの点において、建築基準法に適合しないと判断される以上、二〇メートルを超える部分が販売できないことに伴う売り上げの減少は本件申し立てが容認される伴う不利益には当たらず……具体的な数額を論じる必要はなくなった」(二〇〇〇・一二・二二東京高裁判決)、「二〇メートルを超える部分はそもそも建築することが許されていないものであるから、これを建築できないことよって建築主である明和地所に生じる不利益は、もともと建築主として当然受忍しなければならぬ」(〇一・一二・四東京地裁判決)として、損害賠償そのものをみとめていない。

ところが、二〇〇二・一二・一四東京地裁の判決では、「……本件建物が違法建築物となるとしても、被告(国立市)らの行為が正当化されるものでもなく、被告国立市は原告に対してその損害を賠償すべきものに変わりがないから、本件建物の建築が本件条例に違反するものであっても、少なくとも上記損害額を原告(明和)が被告に対して請求できることは明らかである」となっている。

裁判所がいう被告(国立市)

の不当行為とは、高さ制限の規制を放置していたにもかかわらず、明和の建築計画を知ったからにわかに行政指導をしたこと。さらには明和が建物の建築を始めていることを熟知しながら、地区計画を決定し条例を制定したことをいう。つまり、裁判所は地区計画決定も条例制定も、明和を狙い撃ちしたものであり、権利者(明和)の利益を違法に侵害したと決め付けているのだ。

この判決文で藤山雅行裁判長は「原告のそれまでの行政規制への信頼を裏切っている点で……」と行政批判を重ねている。ならば、当初に明和は行政指導を受け入れたのか。そうではないから景観条例(いちよう並木と調和する建物の高さを示唆している)を無視して四四メートルものマンション工事に着手したのではないか。藤山裁判長のこれまでの判決は行政サイドに厳しいものばかりだという指摘がある。たとえば最近では「アフガニスタン男性七人の収容を停止 東京地裁」(二・一六)、
「法務省、ビルマ人男性への難民不認定を自ら取り消し」(二・一八)、「オウム・上祐代表らの転入届不受理は違法 東京地裁」(三・七)、「欧州

出張旅費増額 都議らに返還命令」(二・六)といった判決を出している。

司法が行政に厳しい姿勢で臨むことは重要であるが、同じ東京地裁でありながら藤山裁判長の判断がこうも違うことに素朴な疑問をもつ。

国立市は二月二六日の臨時議会で、藤山判決を不服として控訴を決め手続きに入った。

この議会では、自民党議員団は市長に対して「あなたの責任だよ」「四億円は市長が払えばいいんだよ」と執拗に野次をあげせ、採決時には平然と退場するという業者よりの態度を示した。

住民の意思は尊重されないのか

この景観訴訟の動きの中で、他にも不自然だと思ふことがいくつもあった。

その一つが、東京都の対応だ。

市の地区計画の公告、縦覧(一九九九年一月)のさなかに明和が建築確認申請をするのだが、一月三日の申請に対して都は約一ヶ月後に確認済証を交付している。通常では二二日以内に交付するが、明和マンションほどの大きな建物であれば二ヶ月とい

う期間が必要だといわれている。一ヶ月という短さは、業者が圧力をかけたのではないかというのが、多くの市民の意見である。

また、司法が「違法」(二〇〇〇東京高裁、二〇〇一年東京地裁)であると判断した建物を「適法な建物」といいきり、マンションを使うことが可能になる検査済証を発行した。市長をはじめ住民の「待つてくれ」という要請を無視して強行したと言わざるを得ない。

その結果、販売OKのお墨付きをもらった明和は同マンションの販売を開始、住民は現地で抗議行動を行った。

藤山判決は、その直後に出た。住民の虚脱感はいかばかりか。

思えば、上原市長は一九九九年の統一地方選挙で、景観保護を訴えて前市長を破って当選している。国立市民は、開発よりも景観保護を選択したのである。

上原市長はそれ以前から、景観条例の直接請求運動に積極的にかかわってきたという経緯がある(議会で否決されているが)。あるいは高さ制限を緩和した都や市(もちろん前市長だ)を訴えた景観権裁判の原告であったことも、よく知られている。

市長就任前に都を訴えた裁判では、現在でも上原市長は原告の一人である。

明和が訴えた裁判では被告となり、控訴後は被告兼控訴人となる。これだけでもこの問題の複雑さを十分に物語っている。

二〇〇一・一〇・二五の読売新聞では「大学通りマンション訴訟 裁判長が現地視察」と報道されている。東京地裁の裁判長(藤山氏ではない)が自ら現地に向いていつて視察し、原告、被告両側の訴えを聞いたとある。

司法関係者によれば、現場の検証をする裁判官はめったにおらず、通常は書面と口頭弁論の内容だけで判断するという。市民としては、せめて問題の建物を見てから判断してほしいというのは当たり前の感情ではないか。

市民が五〇年以上も守ってきた街である。そこに法律の枠内で目一杯の建物を建てようとする業者が土足でやってきたのだ。

一つの業者に、長年住民が築き上げてきた地域環境を壊す権利があるのか。まちは誰のものなのか。

住民の意思は誰が尊重してくれるのか。司法の責任は重くはない。

女の政治日誌

— 一月から三月まで —

●鈴木宗男悪玉説が公認のものとなり、三月一六日現在、宗男氏の自民党離党がきまりました。

鈴木氏は政界でのし上がる日本人のひとつの典型です。貧家に身を起こし、昼夜を問わずさまざまにエネルギーで働き、何とも愛敬のある笑顔の持ち主で、自分の役に立ちそうな相手にはこまめにサーブし、重宝がられているうちに、頭角を現してくるのです。秀吉から田中角栄まで、彼らは同じパターンの人物ではないかと思えます。

彼らに共通しているのは、生まれつきカバン・カンバン・ジバンに恵まれている政治家と違い、自分の力を伸ばし、誇示するために、とことん金の力に頼るところです。彼らは必死のエネルギーで金を集め、懸命にバラマキます。だからこそ権力を握ったとき、その権力を誇示せずにいられなくなり、バランス感覚を失って自ら墓穴を掘ってしまわないでしょうか。悲しいかな、秀吉もその一人だったと思います。

●この事件でまたしても浮上してきたのは、自民党というより、日本人全体に巣く

つているもたれあい体質です。誰かに何かを頼み、力を貸してもらったなら、今度は自分が相手を助ける——自民党政治というもの、ギブ・アンド・テイクのこの原則で動いており、そこに巨大な金があふく、だからこそ長期政権を誇ることができたのです。その中から政・官・財の癒着という政治状況も生まれたわけで、この体質は、めったなことでは改まるものではないでしょう。

しかし度を越した私益が、国益を踏みこじめる構造を見過ごすわけにはいかないと感じている人々は確実に増えています。そして情報公開という武器が手に入っただけ、いままでの状況がつづくわけはありません。

●それにしても、今回の鈴木氏が提起する最大の問題は、彼を頼らなければ生きていけない僻地の人々の存在です。「あなたのまわりの農民たちは、何によって現金収入を得ていますか。『誠実に働き賃金を得る』というが、その賃金さえ得られない、だから公共事業待望になるのです。これは善悪の問題でなく、当面の生活の問題です。このようなひとたちが生活していくのに、族議員ではないあなたは政治家に

なつてなにかできませんか」最近アクセスしたインターネット上でこんな文章を読み、胸をつかれました。

この問いかけに答えられないかぎり、政治を志す人々は口舌の徒以外のなにものでもないでしょう。

●それにしても情けないのは外務省です。田中真紀子前外相との抗争では、彼らの側にも「三分の理」があるのではないかと思われるところがありました。

ところがその彼らが、鈴木氏という小型角栄に、唯々諾々と追従する人々の集団であったとは……。鈴木氏はさておき、この事件で最大のイメーჯダウンを受けたのは外務省ではないでしょうか。

●今回の不祥事のせいで「政治家と官僚が会うときは、必ず記録を取る」だの、「一定の窓口を通じてでなければ会わないことにすべきだ」などという論まで飛び出しています。しかし世の中をよくするために政治家と官僚が互いに啓発しあい、協働するのは当然のこと。角を矯めて牛を殺す議論が多すぎます！

●食肉の世界にはびこっているニセモノ表示。情けない限りです。行政はこれに対し何ができるのでしょうか。

(田)